

時間外労働  
休日労働 に関する 協定届

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）		
一般乗用旅客自動車運送事業		タクシー株式会社			市 町x-x-x ( - )		
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間		期 間
					1 日	1日を超える一定の期間（起算日） ( )   ( )	
下記 に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため（詳細は別添協定書記載のとおり）	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり		平成 年4月1日 から平成 年3月31日まで
		同上	同上	1週40時間 1日8時間	同上		同上
1年単位の変形労働時間制により労働する労働者		同上	同上	1週40時間 1日8時間	同上		同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期 間
季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため（詳細は別添協定書記載のとおり）		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成 年4月1日 から平成 年3月31日まで

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 タクシー労働組合〔又は 課 係 〕

氏 名 福 岡 太 郎

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 協定の当事者が労働組合である場合は記入不要 ）

平成 年 月 日

使用者 職 名 代表取締役  
氏 名 博 多 一 郎



労働基準監督署長 殿

社会保険労務士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者、事務代理者の表示・名称	電話番号
	印	

## 別 添

### 【記載心得】

- 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
- 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。
  - 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
  - 「1日を超える一定の期間（起算日）」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3か月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
- の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3か月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。
- 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。

適用される割増賃金率の判断<sup>(注)</sup>のため、下記の「中小企業該当の有無についての確認表」の該当する項目に印を付けてください。  
各業種の または に当てはまる場合は、中小企業に該当します。

中小企業該当の有無についての確認表

業 種	資本金の額または 出資の総額	または	常時使用する労働 者数（企業全体）	とも 該当なし
小 売 業	5,000万円以下	または	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	または	100人以下	
卸 売 業	1億円以下	または	100人以下	
そ の 他	3億円以下	または	300人以下	

\*業種分類は日本標準産業分類（第12回改訂）に従っています。右ページ参照。

### 【参 考】 業種の分類については、下記表をご参照ください。

業 種	日本標準産業分類（第12回改訂）
小 売 業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報製作・配給業） 小分類412（音声情報製作業） 小分類415（広告製作業） 小分類416（映像・音声・文字情報製作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）ただし、小分類791（娯楽業）は除く 大分類O（教育、学習支援業） 大分類P（医療、福祉） 大分類Q（複合サービス事業） 大分類R（サービス業<他に分類されないもの>）
卸 売 業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品小売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
そ の 他	上記以外の全て

（注）1か月60時間を超える法定時間外労働に対して、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を払う必要があります。但し左記に該当する中小企業には、当分の間、適用が猶予されます。